(目的)

第1条 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4第1 項に規定する国民健康保険税(以下「保険税」という。)を長期間滞納している 世帯主(以下「長期滞納世帯主」という。)に対して講ずるべき措置及びその手 続を定め、被保険者間の負担の公平・公正を図るとともに、国民健康保険の健全 な運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保険者 国民健康保険を行う蒲郡市をいう。
 - (2) 被保険者 蒲郡市国民健康保険の被保険者をいう。
 - (3) 法 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)をいう。
 - (4) 世帯 住居及び生計を一にする者の集合体をいう。
 - (5) 世帯主 主として世帯の生計を維持する者で、その世帯を代表するものをいう。
 - (6) 納期限 各納期の末日(納期が土・日曜日、祭日等に該当する場合は翌日又は翌々日)をいう。
 - (7) 被保険者証 被保険者であることを証明するもので、世帯主に交付する。
 - (8) 短期被保険者証 法第9条第10項の規定により通例定める期日より前の期日を定めた被保険者であるということを証明するもので、世帯主に交付する(以下「短期証」という。)。
 - (9) 被保険者資格証明書 被保険者証を返還した世帯に対し、被保険者であることを証明するもので、世帯主に交付する(以下「資格証明書」という。)。

(長期滯納世帯主)

- 第3条 この要綱における長期滞納世帯主とは、次の各号のいずれかに該当する世帯主をいう。
 - (1) 措置の日が属する年度の保険税を概ね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主
 - (2) 措置の日が属する年度の前年度保険税を概ね2分の1に相当する額以上滞納

している世帯主

- (3) 措置の日が属する年度前から複数年にわたり保険税を滞納している世帯主 (短期証の交付措置)
- 第4条 前条各号に規定する世帯主のうち、納付相談・指導において取り決めた保険税の納付方法を誠意をもって履行しない場合には、短期証を交付することができる。ただし、短期証を交付する世帯主の世帯に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、当該被保険者に係る被保険者証については、この限りでない。
- 2 短期証の有効期限は6か月以内とし、原則窓口交付とする。 (資格証明書の交付措置)
- 第5条 保険税の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険税を納付しない次 に該当する世帯に対して、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、 被保険者証又は短期証の返還を求め、資格証明書を交付する。
 - (1) 納付相談、指導に応じようとしない世帯
 - (2) 納付相談、指導の結果、所得・資産を勘案し十分な担税能力があると認められる世帯
 - (3) 納付相談、指導において取り決めた保険税の納付方法を誠意をもって履行しない世帯
 - (4) 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更等を行う等、滞納処分を免れようとする世帯
- 2 前項各号の世帯は、別表第1に掲げる世帯とする。
- 3 第1項に規定する期間が経過しない場合においても、同項各号に規定する世帯 主に対し被保険者証又は短期証の返還を求め、資格証明書を交付することができ る。ただし、災害その他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 (適用除外)
- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、資格 証明書を交付しないものとする。
 - (1) 世帯に属するすべての被保険者が法第9条第3項に規定する厚生労働省令で 定める医療に関する給付を受けることができる世帯
 - (2) 世帯に属する被保険者のいずれかがが、蒲郡市子ども医療費助成条例(平成14年蒲郡市条例第35号)に規定する未就学児、児童及び入院に係る医療に

関する給付を受ける生徒若しくは蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)、蒲郡市心身障害者医療費助成条例(平成18年蒲郡市条例第17号)又は蒲郡市精神障害者医療費助成条例(平成7年蒲郡市条例第6号)の規定による医療費の助成を受けることができる世帯

- (3) 蒲郡市国民健康保険税条例(昭和32年蒲郡市条例第32号)第29条第1項の表第5号に規定する減免の理由に該当する世帯
- 2 世帯主が資格証明書の交付を受けている場合において、当該世帯に属する被保 険者が法第9条第3項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付を受け ることができる者となったときは、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保 険者証を交付するものとする。

(被保険者証の返還)

第7条 第5条の規定により保険者から被保険者証の返還を求められた世帯主は、 当該被保険者証を返還しなければならない。

(被保険者証の返環通知)

- 第8条 保険者は世帯主に対して被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらか じめ次に掲げる事項を書面(第1号様式)により当該世帯主に通知しなければな らない。
 - (1) 法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求める旨
 - (2) 被保険者証の返還先及び返還期限
- 2 返還を求めている被保険者証の有効期限が切れた場合には、国民健康保険法施 行規則(昭和33年厚生省令第53号)(以下「規則」という。)第5条の7第2 項の規定により、当該被保険者証の返還があったものとみなすことができる。

(弁明の機会の付与)

- 第9条 保険者は、次条に規定する特別の事情のある場合を除き、被保険者証の返還を求める世帯主に対し、蒲郡市行政手続条例(平成9年蒲郡市条例第2号)第15条の規定により弁明書の提出を求める通知(第2号様式)を行うものとする。
- 2 前項の弁明書が提出されない場合又は弁明によっても予定されている処分が正 当であると認められる場合は、当該世帯に対し被保険者証の返還を求めるものと する。

(特別の事情)

第10条 第5条第1項及び第3項に規定する特別の事情は、国民健康保険法施行

- 令(昭和33年政令第362号)第1条の各号に規定する、次に掲げる事情とする。
- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に類する事由があったこと。
- 2 前項各号の事情の程度は、別表第2に掲げる区分による。 (特別の事情に関する届出)
- 第11条 世帯主は、保険者から被保険者証返還の求めがあった場合において、前 条に規定する特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書 (第3号様式)を、保険者に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 保険税を納付することができない理由
 - (3) 被保険者証の記号及び番号
- 2 世帯主は、資格証明書の交付を受けている場合において、前条の特別の事情が 生じたときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出し なければならない。
- 3 保険者は、必要に応じ、前2項の届書に、特別の事情を明らかにする書類を添付することを求めることができる。

(資格証明書の交付日等)

- 第12条 資格証明書の交付日は、当該世帯主が被保険者証を返還した日(規則第 5条の7第2項の規定により返還があったとみなされた場合は、無効となった日) の翌日とする。
- 2 交付された資格証明書の有効期限は、被保険者証の検認又は更新日までとする。 (措置の解除)
- 第13条 第5条により資格証明書を交付した世帯が、次のいずれかに該当する場合は、当該世帯主に対し資格証明書の返還を求め、被保険者証又は短期証を交付する。
 - (1) 滞納している保険税を完納した場合
 - (2) 滞納している保険税が著しく減少し、かつ、残額について納付計画を明らか

にし、誠実に履行されることが確実と認められる場合

- (3) 特別の事情があると認められる場合 (資格証明書交付世帯の異動等)
- 第14条 資格証明書交付世帯に異動が生じたときは、保険税の納付相談・納付指 導を行った後に手続するものとする。
- 2 前項の規定による手続は、別表第3に掲げるとおりとする。 (保険給付の一時差止め)
- 第14条の2 長期滞納世帯主が、特別療養費、療養費、移送費、特例療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付(以下「保険給付」という。)を受けようとする場合において、保険税の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険税を納付しないときは、第10条に定める特別の事情があると認められる場合を除き、長期滞納世帯主に係る保険給付の全部又は一部の支払いを一時差止め(以下「保険給付の一時差止め」という。)るものとする。
- 2 前項に規定する期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる長期滞納世帯主が保険税を滞納している場合においては、第10条に定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の一時差止めをすることができる。
- 3 前2項の規定により一時差止める保険給付の額は、当該滞納保険税額に比べ、 著しく高額なものとならないようにするものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により保険給付の一時差止めを行おうとするときは、 保険給付の一時差止め通知書(第4号様式)によりあらかじめ当該世帯主に通知 する。

(一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険税の控除)

- 第14条の3 第5条の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主であって、 前条の規定により保険給付の一時差止めがなされている場合に、なお滞納してい る保険税を納付しない場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を書面(第5号様 式)により当該世帯主に通知し、保険給付の一時差止めに係る保険給付の額から 当該世帯主が滞納している保険税額を控除することができる。
 - (1) 法第63条の2第3項の規定により一時差止めに係る保険給付の額から滞納額を控除する旨
 - (2) 一時差止めに係る保険給付の額

- (3) 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限 (罰則)
- 第15条 短期証及び資格証明書の交付に関する罰則は、蒲郡市国民健康保険条例 (昭和34年蒲郡市条例第6号)の規定による。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱適用前に交付された短期証については、なお従前の例による。
- 3 平成12年9月1日施行の蒲郡市国民健康保険税滞納世帯に係る短期被保険者 証の交付基準要綱は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年11月1日以後の保険給付について適用し、同日前の 保険給付に係るものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市国民健康保険短期被保険者証・被保険者 資格証明書交付要綱の規定による第3号様式の用紙で、現に残存するものは、所 要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

第1号	納税相談時において、特別の事情が認められぬにもかかわらず、納付計画を
	明らかにしない世帯
第2号	明らかにした納付計画が、世帯における所得及び資産に対し著しく少ない世
	帯
第3号	納付計画に基づく月々の分割納付額を3か月以上滞った世帯
第4号	差押予告後、電話加入権、預金及び不動産等の名義を意図的に名義変更し、
	又は解約を行った世帯

別表第2 (第10条関係)

区分	程	度	添付書類		
佐 1 日.	災害	前年中の所得が1,000万円以下の世帯が、 震災、風水害、落雷、火災などの災害や	罹災証明等		
第1号	盗難	盗難で、財産の10分の3以上の損害を 受けたとき	盗難届の写し		
	病気	前年中の所得が 300 万円以下の世帯で、 世帯主又はその者と生計を一にする者			
第2号	負傷	が、病気や負傷により長期療養(6か月 (入院の場合は3か月)以上)が必要と なったとき	診断書の写し		
第3号	廃止	 前年中の所得が 300 万円以下の世帯で、 当該年中の所得が 10 分の 7 以下となる見	事業廃止届の写し 事業の休止が明らかにな る書類		
カリク	休止	当版中中の所得が10万の10万 込みのとき			
第4号	の所得	の所得が 300 万円以下の世帯で、当該年中 が前年中の事業所得に比較して 10 分の 3 損失を受けたとき	必要と認める書類		
第5号	心とな よる退	の所得が 300 万円以下の世帯で、生計の中っている者が失業(定年退職・自己都合にく)し、担税力を著しく失ったとき	必要と認める書類		

別表第3 (第14条関係)

異 動 内 容	手続
資格証明書交付世帯から世帯分離により 新た に生じた世帯	被保険者証を交付する。
資格証明書交付世帯が被保険者証の交付 を受けている世帯(以下「被保険者証交付 世帯」という。) に合併された世帯	資格証明書を回収し、被保険者証に編入された者の氏名等を追加する。

被保険者証交付世帯の被保険者が資格証 明書交付世帯の世帯員となったとき	資格証明書の氏名等を追加する。
資格証明書交付世帯間での異動	双方の資格証明書の氏名等を訂正する。
資格証明書交付世帯での世帯主の変更	資格証明書を回収し、被保険者証を交付する。ただし、正当な理由がなく世帯主の変更を行なった場合は、この限りではない。
資格証明書交付世帯において、被保険者資格を喪失した世帯主が、再び被保険者資格を取得した場合	保険税の滞納が解消されていない場合、短 期証を交付した後、要綱に基づき手続を行 う。

第1号様式(第8条関係)

为工力深入(为 0 未 员 你)	1			
		年	月	日
†	被保険者証返還通知書			
住所				
氏名	様			
	蒲郡市			
	蒲郡市長			印
返還を求める被保険者証	記号番号			
被保険者証返還事由	国民健康保険法第9条第3項	による		
被保険者証の返還先				
被保険者証の返還期限	年月	目		
備考				

年	月	日
		印
弁明書を	・提出して	こくだ
日		
	弁明書を	弁明書を提出して

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

第3号様式(第11条関係)

<u> 7</u>	莆	郡	市	長	様				年	月	日	
•	113	щ	,,,			別の事	:情に関す	る届書				
住					所	蒲郡市						
氏	名	(世	帯	主)							
電		話		番	号							
被	1-	呆	険	者	証	記号		番号				
個		人		番	号							
					ご納付 い理	国民健康(具体的	保険法施行令第 に	51条の第		号該当)	
備					考	添付書類						

第4号様式 (第14条の2関係)

				年	月	日
1	呆険給	付の一時	差止め通知書			
住所						
氏 名 様						
			蒲郡市	î		
			蒲郡市	長		印
被保険者証記号・番号						
	種	類				
一時差止めする保険給付	金	額		Р	7	
保険給付一時差止めの事 由			康保険短期被付 第14条の25			資格証
備考						

					年	月	日		
一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険税控除通知書									
住所									
氏 名	様								
				蒲郡市					
				蒲郡市县	ŧ		印		
	国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、一時差止めに係る保険給付額から滞納保険税額を控除します。 記								
一時差止めに係る	種	類							
保険給付	金	額				円			
	年度	期別	税額	延滞金	合計	納期	限		
控除する滞納保険税 額									
及び納期限									
備考									